

# チリの選挙制度の歴史的変遷に関する一考察(II)

— 民政化以後の選挙制度改革問題と関連して —

よし だ ひで ほ  
吉 田 秀 穂

はじめに

- I 前史 (1833~1925年)
  - II 1925年憲法体制 (1925~73年) (以上, 前号)
  - III 1980年憲法体制 (1973~89年) (以下, 本号)
  - IV エイルウィン政権の改革課題 (1990年~)
- おわりに

## III 1980年憲法体制 (1973~89年)

### 1. 軍事政権による政治制度の改編

1973年9月11日に成立し90年3月10日までの16年半の期間存続したピノチェー(A. Pinochet)軍事政権は、制度としての陸・海・空の3軍と警察の政権であったが、イデオロギー的、政治的、経済的に旧来の右派(前号第7表の反人民連合のなかの国民党に結集した勢力)の政権であった。この軍事政権下では当初左派が、そして後に中道派(キリスト教民主党〔Partido Demócrata Cristiano〕)が弾圧されたのであった。

すなわち、政権樹立後、軍事政権は戒厳令を公布して1925年憲法を停止し、議会を閉鎖し、国家の安全保障、国内の治安確保を名目に、アジェンデ(S. Allende)政権を構成した左派の諸政党・労働組織を非合法化して武力で弾圧、国民の政治的・市民的権利を極端に制限し、軍部・警察・右派による独裁体制を確立した。

軍事政権が当初から長期独裁を予定していたかどうかは不明であるが、クーデター時にそれまで

の選挙人名簿を破棄した。

さて、ピノチェー軍事政権はその統治期間中の1980年に、従来の1925年憲法に代わる新憲法(1980年憲法)を制定したのを始め、多くの諸法律を一方向的に制定した。この新憲法制定の国民投票は1980年9月11日に実施されたが、選挙人名簿が存在しなかったため、身分証明書の提示のみで行なわれた。この時の有権者の棄権率は5.1%であった(注1)。

新憲法の内容は、基本的にはクーデター以後の政治経済社会のあり方をほぼそのまま盛り込んだもので、政治的にはそれまでの政治制度を大きく変えるものであった。

すなわちそこでは、マルクス=レーニン主義の諸政党を非合法化し、大統領制や議会は維持するものの、大統領の諸権限を強化し、議会を一度だけ解散しうることも新しく導入し、議会の諸権限を縮小し、議会議員の選出制度を変え、地方選挙を撤廃して知事・区(市)長等を(大統領の)任命制とし、国家非常事態の事項を細かく定めた。しかし、大統領の権限が弱められた点もあり、その最重要点は、大統領の軍部・警察の首脳部の任免権を否定し、軍部・警察の代表が多数を占める「国家安全保障会議」を設置して国政のあらゆる事項に異議を申し立てることができることを明記した点である。ここで特に注目しておくべきは、軍事政権は「地方分権化」(regionalización)の名の

もとに、従来の州県制を変え、州制についてはサンティアゴ大都市圏を含む13の州制に変えたことである。

要するに、民主的な体裁を取るものの、1925年憲法における思想・信条・結社の自由を制限を加え、政治制度、選挙制度を変え、文民統制の原則を否定して、政治過程全般における軍部・警察の監視・統制機能を導入したのである。これらは1925年憲法が左派の合法的な台頭と政権掌握を許し、国家の破壊を阻止できなかったとする保守派の見解を大幅に取り入れ実現したもので、結果的にはこの政治制度のもとでの保守派の政治権力保持を恒久化しようとするものであった<sup>(注2)</sup>。

そこでの政治制度であるが、簡単に見ておくと、大統領の任期は8年。大統領は直接選挙で選出されるが、候補者が過半数の票を獲得できなかった場合は、1925年憲法体制とは異なって議会は関与せず、上位2名の候補者のあいだで第2次選挙が行なわれて選出される。また、3軍および警察の首脳陣の任免権は否定されており、このためピノチェー将軍は1997年まで陸軍最高司令官としての地位を保持しており、97年以後は終身上院議員の地位を保障されている<sup>(注3)</sup>。

議会であるが、下院議員の総定数は120名。選挙区は当該法律が決めるとされた。任期4年。4年ごとに全員改選。上院は13の州から2名ずつ直接選挙で選出される議員26名と官選議員9名で構成され、定数は計35名。任期は8年。4年ごとに半数改選。州知事・県知事・区(市)長はすべて大統領の任命制とすることにされた<sup>(注4)</sup>。

官選議員は計9名で、その内訳は、元最高裁判事2名(最高裁が選出)、元会計検査院院長1名(最高裁が選出)、陸・海・空の3軍と警察のそれぞれの元最高司令官各1名ずつ計4名(国家安全保障会議が選出)、元大学学長1名(大統領が指名)、

元大臣1名(大統領が指名)、である<sup>(注5)</sup>。

以上のうち議会議員について1925年憲法と比較してみると、議会の構成と定数・選挙制度をどのように変えたかが分かる。議会議員の総定数を削減し、特に上院については、各州選出の議員を5名から2名に変え、総定数の約4分の1にあたる議員を保守派の官選議員として導入した。総定数の削減は人口規模に比しての議員定数を削減することであるから、必然的にそれだけ多様な意見を議会に反映させる機会を縮小することを意味する。また官選議員の導入は保守派に有利な選出制度にしたことを意味する。なぜなら保守派は直接選挙の議員26名のうち9名確保すれば上院で多数派になるからである。下院議員の選挙区・定数については、1980年憲法には明示されなかった。

この下院議員の選挙区が決定されたのは1988年8月のことであり、合計60の選挙区が設定された。総定数が120なので各選挙区選出の定数は2名である。これで、上院・下院とも直接選挙で選出される議員の選挙区の定数は2に統一された<sup>(注6)</sup>。「多数代表2名制」というのがこれであり、軍事政権は議会議員の選挙制度を従来の「比例代表制」から「多数代表制」に変えたのであった。

## 2. 修正1980年憲法体制

しかし、1980年代初頭以後反軍政民主化運動が昂揚した。この背景になったのは1980年代初頭からの経済不況であったが、労働運動・市民運動が活発化し、経済政策の変更、基本的人権の尊重、軍政の終結、民主化が要求された。軍事政権は弾圧策をもって臨み、亡命者の帰国許可や検閲の廃止、政党活動の一定の自由を容認したが、その政治参加は拒否した。これが「政治開放」(apertura política)と呼ばれた「政治的自由化」であった。これによって反軍政民主化運動は勢いを得、そ

れはやがて軍政に対抗しうる勢力として成長した<sup>(注7)</sup>。この結果、1980年憲法は1989年7月に一部修正された。

その経緯はこうであった。すなわち、1980年憲法に基づき、1988年に次期大統領信任国民投票(以下、1988年国民投票と略す)が行なわれることになった。これに備えて軍事政権は1987年から88年にかけて、選挙人登録名簿の新たな作成を開始し、また政党法、選挙法なども新しく制定した。国民投票は1988年10月5日に行なわれたが、ただ1人の候補者であったピノチュー将軍が過半数の得票を獲得できず、敗北した。この結果、同じ1980年憲法の規定により1990年3月10日以降の民政移管が避けられないことが確実となって以後、軍事政権と反軍政民主化勢力とのあいだで「話し合い」により、マルクス＝レーニン主義諸政党・団体の合法化をはじめとする1980年憲法の諸規定のうち54点について修正を行なうことで合意が成立、89年7月の国民投票で承認された。

この修正の全体としての内容はすでに別稿で示した<sup>(注8)</sup>。ここでは政治・選挙制度についてのみ見ておくことにする。

まず大統領制であるが、大きな変更はなく、次期政権は「民主主義への移行のための臨時政権である」として、任期の8年が半分の4年に短縮された。

上院議員については、大きな変更はなく、直接選挙で選出される議員の選挙区である13州のうち6州で選挙区が各2とされ、選挙区総数が13から19に増やされた。定数2はそのままなので計38名である。

下院議員については、軍事政権は1989年1月に選挙区の構成を部分的に変更した。そして3月には2度めの変更を行なった。

そしてさらに軍事政権は1989年5月、上院・下院議員双方の選挙制度を変更した。それによれば、各政党または複数の政党(連合または同盟)が候補者のリストを提出する。候補者は2名までである。選挙の結果、単純に得票数に応じて上位2名が当選するのではなく、リストにあげられている各政党または複数の政党の候補者2名がたとえ上位2名になっても、これらの2名が2名とも当選するためには、その得票数の合計が、次点となった別の政党または複数の政党が提出したリストの2名の候補者の得票数の合計の2倍以上でなければならず、2倍以上でない場合には、第1位リストのうちの多数を獲得した候補者1名と、次点リストのうち多数を獲得した候補者1名が、当選するという珍しいシステムである<sup>(注9)</sup>。これが「修正多数代表2名制」(sistema binominal mayoritario corregido)と呼ばれるものである。

こうした変更が行なわれた理由はきわめて簡単である。それは1988年国民投票の結果、1989年末に予定されていた総選挙では反軍政民主化勢力の勝利が確実視されるに至ったからである。軍政派はその敗北を最小限にとどめようとした。どうか。先に示唆したように、チリの選挙人登録制度は男女別体系になっていた。この方式を軍事政権は変えなかった。1988年国民投票で分かったのは男女別・地域別の投票傾向であった。投票の結果、チリ国民は反軍政であることと、どの地区でどのくらい親軍政か反軍政かが男女別に詳細に分かったからである。

このため、大統領の任期については反軍政派の大統領の任期8年は長すぎるので、「民主化政権」を名目に4年に短縮して1993年末の次期大統領選挙での勝利に期待したのである。議会議員についてはこうであった。たとえ大統領が反軍政派でも

議会で多数派でなければ、反軍政派は思い切った政策は実行できない。そこで保守派に有利になるように、1988年国民投票の結果を見つづ選挙区の変更を行なった。直接選挙で選出される上院議員の定数増加は、チリの歴史上類例を見ないとして批判が強かった官選議員を維持した上で、その不当性のイメージの軽減を狙ったのであった。いずれにしても、直接選挙による上院議員38名のうち15名を確保できれば保守派は上院で多数派となる。議会議員の選出方法の変更(「修正多数代表2名制」導入)の理由は明瞭である。保守派による反軍政派の票の横取りである。

こうして見ると、選挙区の構成・定数などを含む「選挙制度」は、あまり注目されないが、政治権力のあり方を決める、あるいは変える、政治技術的な側面を持っていることが分かる。

こうして軍事政権は将来の野党化に備えて選挙制度の変更を行なったのであったが、別のところでさらに手を打った。1980年憲法の修正に際し、軍事政権が制定した憲法条項、法律の修正・廃棄には、その重要性に応じて議員の過半数、3分の2、5分の3、7分の4の賛成を必要とする、という条項を新たに導入したのである<sup>(注10)</sup>。

要するに、民主化政権が軍政が実施した政策成果の変更を容易にできないように念には念を入れる、ということを実施したのであった。

この方式を反軍政派は承認して1989年12月の総選挙に臨んだのであった<sup>(注11)</sup>。

### 3. 多数代表2名制

「多数代表2名制」(sistema binominal mayoritario)は、選挙において得票が多い順に2名の候補者が当選する「多数代表制」の一種である。イギリス型の定数1の「小選挙区制」は「多数代表制」の典型で、これはスペイン語では「多数代表1名

制」(sistema uninominal mayoritario)と呼ばれている<sup>(注12)</sup>。

さて、軍事政権は従来の「比例代表制」に代えてこの「多数代表2名制」をなせ、どのようにして導入したのであろうか。

1980年憲法は、その第43条で「下院は、当該の憲法組織法が定める選挙区において直接投票で選出する120名の議員でこれを組織する」とし、第45条で「上院は、国の13州の各々において選出された議員でこれを組織する。各州では、当該の憲法組織法が定める手続きによって、2名の上院議員を選出する」としていた<sup>(注13)</sup>。すなわち、1980年憲法は上院・下院の総定数および上院の選挙区を規定していただけで、下院の選挙区、議会議員の選出制度については明示していなかった。1925年憲法が上院の選挙区の基準を定め、下院議員については人口/定数比(議員1人あたり3万人)を決めていたのとは異なって大雑把な規定にとどまっていた。

しかし、軍事政権は新憲法(1980年憲法)起草委員会において選挙制度について検討しており、「多数代表制」に変えることを基本的に決定していた。

新憲法は2回の修正を経て制定された。新憲法起草委員会が創設されたのは1973年クーデターの直後の10月のことであった。オルトゥサル(E. Ortuzar)委員会がこれである。新憲法起草委員会は1978年8月に草案をJ・アレサンドリ(J. Alessandri)元大統領が議長を務める国家評議会に提出した。国家評議会は1980年7月に第2次草案を軍事評議会に提出した。軍事評議会はこれを検討して最終草案を決定、1980年9月に国民投票にかけた<sup>(注14)</sup>。

この過程での選挙制度の決定はこうであった。新憲法起草委員会で政治制度・選挙制度の検討が

開始されたのは、制度の基礎、国籍・市民権、憲法上の権利と義務、司法権、会計検査院などの条項が検討された後の、1978年3月以降のことであった。

これらについての検討に入る前に、ピノチュー大統領によるこの件についての示唆が先行した。大統領は1977年7月に、将来の政権を民主主義への過渡期の政権と本格的な政権とに区別し、その上で、民主主義への移行政権下では1院制が採られ、その3分の1の議員は任命制で国家および地域の名士からなり、後の3分の2が直接選挙で選出されることを示唆した。この発言は軍政以後の政治制度がどのようなものになるかまだ不明であった時期の発言である。そして大統領は同年の10月に、新憲法起草委員会に宛てて、移行政権後の議会の構成（1院制、あるいは2院制）は過去の歴史に鑑みて、慎重であるべきであるとした上で、先の任命制の議員の創設を繰り返し、選挙制度については、政治が諸政党の独占物になることを排除する制度であるべきだと示唆した<sup>(注15)</sup>。

新憲法起草委員会での政治制度・選挙制度の検討においては、まず政治制度としての大統領制、議会の2院制が確認された。議会の2院制については、チリの歴史に鑑みて民主主義への過渡期もそうであることが望ましいとされた。そして上院に任命制の議員が置かれることが考慮された。その後で、選挙制度のあり方が検討されたが、従来の「比例代表制」は初めから一致して拒否され、「多数代表制」がよしとされた。

その理由としてあげられたのは大統領制の維持、「比例代表制」に由来する多党制の弊害、そして民主主義の防衛であった。それはチリの歴史が示しているように、1925年以後の「比例代表制」こそが多党制を導き、諸政党間の抗争を激化させる

と同時に市民の意見を政党だけが独占し、政党の名のもとに政治的無所属層(indipendientes)の意見を排除するに至った。2大政党制と異なって多党制は、政治制度としての大統領制と両立せず、その障害となる。この多党制はチリにおいて諸政権の「不安定さ」(inestabilidad)をもたらし、またマルクス主義の台頭を許す条件を醸成した。また「比例代表制」が考慮してきたのは多数派と少数派の権利であり、「真の多数派」(una real expresión de las mayorías)のそれではなかった。民主主義が防衛すべきは「真の多数派」の権利であり、そのため「真の多数派」が代表されるために「多数代表制」を基礎とすべき、というのであった<sup>(注16)</sup>。

ここにあるのは先のピノチュー大統領の示唆の影響である。そこにはかつてA・アレサンドリ大統領が「比例代表制」を導入した論拠は考慮されていない。「比例代表制」についての定説の繰り返しである。またマルクス主義の台頭を許したのは多党制ではなく実は直接選挙による大統領制であったことも考慮されていない。議院内閣制であったならば、少数派マルクス主義は政権を獲得しえなかったはずだからである。また最も肝心なのはチリ社会が複数主義的で、政治的には多党制・小党乱立として表われてきたことを無視していることである。2大政党制に近い状況にすれば、「真の多数派」や、政治的無所属層の政治的見解がよりよく代表されうるのであろうか。こうした多様で複数主義的な社会を前提とすれば、強力な行政府の擁立は原理的には無理で、「話し合い」の政治スタイルの連合政権以外には政権としては存在しにくいはずである。ここにあるのは、話は逆で、強力な行政府としての大統領制の維持を最優先し、そこでどう政権の安定を図るか、という視点であ

る。

しかし、「多数代表制」といっても実際には選挙区の定数によっては「小選挙区制」、「中選挙区制」といろいろある。いままで見てきたように、新憲法起草委員会の主要な狙いは多党制の排除と衰退傾向にあった保守的諸政党の強大化にあった。この1980年憲法制定過程ではチリでは左翼政党・団体は非合法化されていた。しかし、民主主義と恒久的な思想統制とは矛盾し、長続きしない。そう考えると、経験的には「小選挙区制」に近い選挙制度を採り、チリの政党数を削減し、保守的諸政党を強大化した上での2大政党制に近い状況へ強引に持っていく他に方法はないはずである。これは必然的にチリの多党制の伝統と衝突する。

新憲法起草委員会は、多党制を廃棄する方向で、総定数・選挙区・選挙人のさまざまなあり方を制度的に検討したすえ、下院議員については総定数を150に、選挙区の議員定数はすべての選挙区で同数が望ましいとはしたものの、具体的な数字をあげずに結論を避けた。要するに、選挙区については「小選挙区制」(1人定数)にするか「中選挙区制」(複数定数)にするかは異論があったため、さらに検討して法律で制定すべきとして課題を将来に残す形にしたのである。上院についてはあまり議論はなされなかった<sup>(注17)</sup>。

この草案を検討した国家評議会は1980年7月に草案を軍事評議会に提出した。国家評議会での議事録は公表されなかった。ここで必要な限りにおいて要約しておく、結論として国家評議会は、下院議員については総定数を120とし、法律が定める選挙区において各選挙区は定数1の議員を選出する、とした。その上で、当選者は過半数以上の票を獲得することが必要、とした。そうでない場合には上位2名の候補者が15日以内に行なわ

れる第2次選挙で争い、多数を得た候補者が選出されることとした。要するに、「小選挙区制」であり、しかも絶対多数のフランス型の「小選挙区制」である。また上院議員については各州が2名を選出することを原則とし、第5選挙区(バルパライソ〔Valparaíso〕州)、第8選挙区(ビーオビーオ〔Bio-Bío〕州)では3名を、第13選挙区(サンティアゴ大都市圏〔Región Metropolitana〕)では6名を選出する、とした<sup>(注18)</sup>。

そしてこれらを最終的に検討した軍事評議会は、すでに示したように、1980年憲法において上院議員について総定数と選挙区を明示したものの、下院議員については総定数を明示しただけで選挙区・選出方法については何も規定せず、将来の法律での規定に委ねたのであった。これが明らかにされたのは、先に示したように、1988年8月のことであった。「多数代表2名制」である。

軍事評議会が下院議員の選挙区定数を1でもなく、3以上の複数定数でもなく、2にした理由はどこにあったのであろうか。これは上院議員の選挙区定数がすでに2とされていたこともあり、これに引きずられたこともあったであろうが、こう考えられる。すなわち、この当時には政治潮流にまだ「3極構造」が残存していたので、3以上の複数定数にすれば保守派、中間派、左派(穏健左派)の多党制になる。左派に議席を与える機会はいデオロギー上できない。1にすれば、軍政派(保守)と反軍政派(中間・左派)とのあいだでの「勝負をつける」形での2大陣営の対決となる。そうすれば、軍政15年の内実を問う激しい対決となる。「小選挙区制」は有権者の政治的見解がちょっと変わっただけで雪崩現象が起きることが多いので<sup>(注19)</sup>、軍政派(保守派)が大敗することも考えられる。2にすれば、こうした対決を避ける

ことができる。すなわち基本的に保守派と中間派との議席の分けあいに行うことができる。要するに保守派と中間派とのあいだの穏健な選挙戦に持っていき、そしてその結果としての穏健2大政党制に持っていかうとしたのである、と推測されるのである。こう考えると、この「多数代表2名制」は選挙区の定数からいって「中選挙区制」ではあるが、「小選挙区制」にやや近い選挙制度といえることができる。

そして軍事評議会は1988年国民投票での敗北の後、1989年1月、3月の2度にわたって下院の選挙区の構成を変えた。保守派に有利な選挙区構成にしたのである。そして、さらに軍事評議

会は1989年5月に「多数代表2名制」から「修正多数代表2名制」に変更した。保守派の議席確保に念には念を入れたのであった。そして、この制度を1989年12月の総選挙で実施したのであった。

以上が、軍事評議会が新しい選挙制度を導入した経緯である。第8表は、この決定を基礎に上院・下院の選挙区地図を筆者がまとめたものである。この表では便宜上選挙区を州別に整理した。人口はセンサスで最も新しい1982年のそれを使った。この表から1925年憲法体制下との違いも理解されるはずである。1925年憲法と異なって1980年憲法は選出の基準すなわち人口/定数比を規定していない。上院については、ここに示されているのは

第8表 選挙区・議員定数および人口 (1989年)

(単位:人)

州 <sup>1)</sup>	人口	上院		下院	
	1982年 <sup>2)</sup>	定数 <sup>3)</sup>	人口/定数	定数 <sup>4)</sup>	人口/定数
1. Tarapacá	275,144	2	137,572	4	68,786
2. Antofagasta	341,702	2	170,851	4	85,425
3. Atacama	183,407	2	91,703	4	45,851
4. Coquimbo	419,956	2	209,978	6	69,992
5. Valparaíso	1,210,077	4	302,519	12	100,839
6. O'Higgins	586,672	2	293,336	8	73,334
7. Maule	730,587	4	182,646	10	73,058
8. Bío-Bío	1,518,888	4	379,722	14	108,492
9. Araucanía	698,232	4	174,558	10	69,823
10. Los Lagos	848,699	4	212,174	12	70,724
11. Aysén	66,361	2	33,180	2	33,180
12. Magallanes y Antártida	131,914	2	65,957	2	65,957
13. Región Metropolitana	4,318,097	4	1,079,524	32	134,940
選挙区数計		19		60	
計	11,329,736	38	298,150	120	94,414

(出所) 人口: *Boletín Mensual*, Banco Central de Chile, 第763号, 1991年9月。

定数: Velasco, Marilu, "Ley electoral: problemática y febril," *Revista Apsi*, 第328号, 1989年。

(注) 1) 便宜上, 州別に整理。

2) 1982年の人口センサス。

3) 上院定数は各選挙区2, よって定数4は2選挙区を意味する。

4) 下院定数も各選挙区2, よって, たとえば定数12は6選挙区を意味する。

直接選挙で選出される議員のみである。そうすると、議会議員については、上院議員では1人あたりの人口は約30万人が、下院議員では四捨五入して同約9万人が、人口／定数比の基準値になるはずである。「定数問題」があるかどうかは、これらの数字を考慮して各選挙区の人口／定数比を判断すればよいということになる。

そして、1989年総選挙では有権者の90%以上が登録した上で選挙が行なわれたのであった（前号第5表の1982年の項参照）。

（注1） 1970年の大統領選挙での棄権率が21.9%、71年の地方議会選挙でのそれが44.7%、73年の議会議員選挙でのそれが31.9%であったのを想起すると、この80年投票のそれは異常に低く、選挙不正があったのではないかと、とも思われる。 *Revista Apsi*, 第250号, 1988年。

（注2） 吉田秀穂「チリの新憲法（1980年憲法）の一分析」（大阪経済法科大学比較憲法研究会『チリ共和国憲法 1980年』大阪経済法科大学比較法学研究所 1987年）。

（注3） 大阪経済法科大学比較憲法研究会 同上書。

（注4） 同上書。

（注5） 同上書。

（注6） Velasco, Marilu, "Ley electoral : problemática y febril," *Revista Apsi*, 第328号, 1989年。

（注7） これについては吉田秀穂「チリの民主化問題の行方」（『ラテンアメリカ・レポート』第4巻第4号 1987年12月）を参照のこと。

（注8） 吉田秀穂「チリの民主化問題と新政権の課題」（『アジア経済』第31巻第11号 1990年11月）。

（注9） Gonzales Moya, Carlos A., *Ley de partidos políticos y otros*, サンティアゴ, Editora Jurídica Publiley, 1990年, 91ページ。この制度のもとでは、軍政派と反軍政派が選挙で対決すると仮定し、双方が2名を獲得したいとして、候補者2名からなるリストをそれぞれ提出して戦う、という「純粹型」を想定すると、一方が2名を独占するには得票率の合計は66.7%以上でなければならず、また他方が1議席を獲得するには、得票率の合計が33.4%で充分であることになる。

（注10） 吉田「チリの民主化問題と新政権の……」。

（注11） この選挙制度を反軍政派がどうして受け入れたかであるが、実は1989年における1980年憲法修正をめぐる軍政派との交渉時にこの選挙制度は問題化したが決着がつかず、結局、現政権期間中に再検討課題とすることで合意がなされたという。"Sistema binominal : RN desconoce acuerdos que se tomaron en 1989," *El Mercurio*, 1992年1月29日。

（注12） "bi-"は2, "uni-"は1の意味で、定数の数を指示している。日本の現行中選挙区制も定数が複数の「多数代表制」(sistema multinominal mayoritario)である。

（注13） 大阪経済法科大学比較憲法研究会 前掲書。

（注14） 吉田「チリの新憲法（1980年憲法）の……」。

（注15） Bertlsen Repetto, Raúl, "Antecedentes electorales en la elaboración de la Constitución de 1980," *Revista de Ciencia Política*, edición especial, 1988年9月。

（注16） 同上論文。なお、この文章のなかでの「不安定さ」ということの意味は具体的に展開されておらず、分らない。

（注17） 同上論文。

（注18） 同上論文。

（注19） 石川真澄『選挙制度——ほんとうはどう改革すべきか——』岩波ブックレット No.172 岩波書店 1990年。

#### IV エイルウィン政権の改革課題(1990年～)

##### 1. エイルウィン政権の成立

1989年12月14日に行なわれた総選挙（大統領・議会議員選挙）の焦点は議会議員選挙にあった。1988年国民投票でピノチェー将軍が敗れて国民の大半が反軍政であることが分かると同時に、1989年大統領選では反軍政派が勝利することは確実に視されるに至ったからである。

1989年総選挙当時、チリは多党制であった。右派に7政党、中道派に6政党、左派に8政党、他に小さな運動体がいくつか存在した。議会議員の選挙区定数はすべて2なので、諸政党は連合して

議席を争った。すなわち、右派は旧軍政派の国民革新(Renovación Nacional)と独立民主連合(Union Demócrata Independiente)が「民主進歩同盟」(Pacto Democracia y Progreso。以下、「民進同」と略す)を、旧反軍政派の穏健派であったキリスト教民主党・民主化党(Partido por la Democracia)など17政党が「民主主義政党連合」(Concertación de Partidos por la Democracia。以下、「民政連」と略す)を、急進派であった社会党(Partido Socialista)左派・急進社会民主党(Partido Radical Socialista Democrático)・共産党(Partido Comunista)などが「社会主義左翼拡大党」(Partido Amplio Izquierda Socialista。以下、「社会主義拡大党」と略す)を、それぞれ結成して、戦ったのである。無所属の候補は右派と連携した。要するに、多党制を前提として、これを維持した上で連合を組んだのである。選挙区での候補者擁立には各派は1988年国民投票の結果を研究して候補者を調整し、当選確実な候補者を立てた。

大統領選では予想どおり「民政連」のエイルウィン(P. Aylwin)候補(キリスト教民主党)が53.8%の過半数を得て当選した。こうしてエイルウィン政権が成立することになった。

議会議員選挙の結果は第9表のとおりであった。「民政連」が下院では多数派となり、上院では直接選挙による選出議員の数では「民政連」が勝利したが、官選議員が保守派なので、少数派となった。こうした結果となった最大の要因は、いうまでもなく、議会議員の選出方法である「修正多数代表2名制」のためであった。

これにより「民政連」は多くの議席を失った。たとえば、サンティアゴ市西部の選挙区で「民政連」のラゴス(R. Lagos)候補はサルディバル(A. Zaldívar)候補とペアを組み、「民進同」のグスマン

第9表 議会の政党別構成(1989年)

(単位:議席)

	上院	下院
民主化勢力	22	72
〔民主主義政党連合〕	〔20〕	〔65〕
キリスト教民主党	13	39
民主化党	4	16
急進党	2	5
社会民主党	1	1
人道主義党	0	1
中道同盟党	0	1
キリスト教左翼	0	2
〔社会主義左翼拡大党〕	〔2〕	〔7〕
社会党左派	1	7
急進社会民主党	1	0
軍政派勢力	25	48
〔民主進歩同盟〕	〔16〕	〔48〕
国民革新	5	30
独立民主連合	2	11
無所属	9	7
官選議員	9	—
計	47	120

(出所) *Revista Hoy*, 第648号, 1989年より作成。

(J. Guzmán) 候補とオテロ(M. Otero) 候補組と争った。結果はサルディバル候補40万7890票, ラゴス候補39万9408票, グスマン候補22万4302票, オテロ候補19万9603票であった。常識ではサルディバルとラゴスが当選であるが、「民政連」の得票合計80万7298票は「民進同」のそれ42万3905票の2倍には4万票ほど(投票総数の約3.2%)不足したので、サルディバル候補とグスマン候補が当選ということになった。ラゴス候補はグスマン候補より17万5106票多かったにもかかわらず落選した。

こうしたシステムのため、全体として、「民進同」が2議席を失ったのに対し、「民政連」は下院で13議席, 上院で9議席を失ったとされている(注1)。選挙制度が異なるので本当は単純な比較はできないのであるが、前号第7表と比較してみると明瞭な

ように、1973年に上院に9議席、下院に26議席を有していた共産党は候補者を上院3名、下院13名立て、「社会主義拡大党」として社会党左派などと連合して、戦ったが、1議席も取れず、総敗北を喫した。共産党の得票率は15.8%で、前回選挙の1973年時の16.2%と比べるとほとんど変わらない<sup>(注2)</sup>。この総選挙時には、チリの政治潮流は多党制のもとで、いまだ右派・中間派・左派と大きく3つに分かれており、このような政治情勢においては、議席が全選挙区で2であったため、この選出方法が共産党などに不利に、中間派と保守派に有利に、そのなかでも特に保守派に有利に働いたことは明らかである。また右派には上院9議席、下院7議席を占めた「無所属」議員がいる。1980年憲法制定のための起草委員会で触れられていた政治的無所属層の代表がこれであり、実は保守派の一翼を指していたにすぎなかったことがこれで分かる。要するに、「修正多数代表2名制」はその効果を発揮したのであった。

しかし、この選挙制度もチリの政治世界の伝統であった多党制を排除することはできなかった。また過半数以上の得票率を獲得した政党も皆無であった。そしてエイルウィン政権は連合政権である。そしてこの選挙後に、チリにおける従来の共産主義・社会主義運動の衰退と、いわゆるペレストロイカ、ソ連・東欧の変動の影響もあって、社会党左派は社会党右派＝民主化党と合併して「民政連」に加入した。また政党法により選挙で投票総数の5%を獲得できなかった政党は解散とされていたため、いくつかの政党が消滅し、政党数は全体として縮小した。そういうわけで、1990年以後のチリの政治潮流は、大きくいって、中間派と穏健左派の「民政連」と旧右派の「民進同」の2つに整理されることになった。

このように現在の多党制を政治潮流の「まとめり」として見ると、多党制が克服され2大政党制が実現されているかのように見え、またそう見ようと思えば、見えることは確かである。

このような状況を、「修正多数代表2名制」がもたらした成果として、また、政権の安定性という見地から、この選挙制度を従来の「比例代表制」下の多党制より優れた制度として、肯定的に見ようとする見解も保守派のなかに確かにある<sup>(注3)</sup>。これには一理ある。しかし、全面的にはそうはいきれないであろう。なぜなら、「比例代表制」のもとでのチリの政治は歴史的に見て安定的であったし、分極化し、対立・抗争化した1960年代の政治は、先に見たように(前号第II節第3項)、イデオロギーの相異に基づく3大政治潮流として定着し、アジェンデ政権下では「人民連合」(Unidad Popular)と「反人民連合」の2大陣営として対立したが、その不安定さはこの時代における特殊な現象であったのであるから。また「民政連」にはその前身というべきものがあり、それは1980年代に登場した反軍政民主化運動としての諸政党の連合体であった「民主同盟」(Alianza Democrática)であった。この運動はチリの多党制を前提として、軍政を終わらせるために反軍政派が多数派形成のために結成したものであった。さらに、上に述べた1990年以後の2大政治潮流という政治状況は、旧来の左派が衰退し中間派へ接近したのが大きな要因であった。2大政治潮流への「まとめり」は必ずしも選挙制度それ自体のあり方だけによるものではない、と見るべきであろう。制度と状況の双方を見る必要があるのである。

## 2. エイルウィン政権の政治改革の課題

16年半続いた軍政の後に1990年3月11日に成立したエイルウィン政権(任期4年)は、チリの政

治に特徴的であった連合政権であり、中道のキリスト教民主党、穏健左派の社会党を軸とし、保守層の一部、そして議席こそ得なかったが共産党などに支持されており、その意味では、50年代末期から70年代初期に定着したイデオロギー的・階級的・非和協的な3極構造とは異なった、国民的な政権であるといえる。そしてその政治スタイルは、1988年国民投票の頃から定着した「話し合い」のそれであり、新政権は上院で少数派であることもあって、野党の旧軍政派勢力と粘り強い「交渉」で、法律の制定、すなわち政策の実現に努めている政権である。要するに、エイルウィン政権はチリの政治に伝統的であった政治スタイルを取っている、換言すれば、それに戻った政権なのである。

ただ、以前の連合政権と異なっている点がひとつある。それは「私はすべてのチリ国民の大統領である」として、エイルウィン大統領が、大統領の任期中、キリスト教民主党の党籍を離れたことにある。これは名目だけのことも知れないが、これまでのチリの政治史にないことである。これは、大統領としての任期中、キリスト教民主党の拘束や、「民政連」の拘束を、最終的には免れ、大統領の権限における裁量の幅を確保したものと推測でき、連合政権ということに由来する政権担当諸政党間の確執や抗争から一定程度自由を確保した苦肉の策といえるし、またこうした状況下で大統領制の本質を維持しようとした新しい試みとも見ることができよう。

この新政権は、先に示唆したように、民主主義の再建と分裂した国民の和解を課題としている臨時の「民主化政権」である。最初の1年間は、軍部・警察の非政治化（文民統制の再確立）、人権保障、労働者の諸権利の回復、社会的支出の増大、外交関係の修復に重点が置かれた<sup>(注4)</sup>。

そして2年目に入った1991年4月から、政治改革の実現に向け動きだした。具体的には、修正1980年憲法が規定している反民主的な政治システムの改革、すなわち地方選挙の実施、上院官選議員の廃止、選挙法の改正（「修正多数代表2名制」から「比例代表制」への改正）、政治倫理の確立（選挙資金の公的助成の問題）、憲法裁判所の裁判官の構成の変革、政治制度の改編（従来の大統領制から議院内閣制、あるいは準大統領制への改編）など、問題は多岐にわたっている<sup>(注5)</sup>。政治倫理の確立というのは、政治資金の問題で腐敗・汚職を防ぐために、現在行なわれている選挙戦時のテレビ・ラジオによる無料政見放送以外に、国家が一定額の公的な資金の助成を行なおうというものである。新政権のこれらの改革構想は、政治制度を除けば、1925年憲法がその基準になっている。要するに1925年憲法体制に近い体制への復帰をめざしているのである。

このうち地方選挙の実施に関しては、1991年11月の初めに至ってようやく修正1980年憲法の政府修正案が通過した。憲法で廃止されている地方選挙を復活したのである。その後1992年の初めに、地方選挙での諸政党間の選挙協力問題、特に「無所属」の候補者と政党との選挙協力を認めるかどうかで紛糾したが、これは認められることになり、地方選挙は92年の6月に行なわれる方向で、実現されることになった。全国で334の区（comuna）で2280名の地方議会議員が選出される。区（市）長は35歳以上の票を獲得した候補者がなることになり、そうでない場合は新地方議会議員の互選で選出される。

興味深いのは、この地方選挙が「修正多数代表2名制」ではなく、「比例代表制」で行なわれることである<sup>(注6)</sup>。その理由の一端は、従来、「比例代

表制」であったことと、特に地方議会議員の選挙区における定数が人口規模に応じて6, 8, 10であって2ではないので、「修正多数代表2名制」は適用できず、「多数代表制」の中選挙区・大選挙区、もしくは「比例代表制」にする以外に、制度としては原理的に適用できないことに由来していると思われる。

この地方選挙の実施とその結果は、国政選挙の方法とあり方に影響を与える可能性がある。というのは、第1に、国政と地方政治の選出方法を違ったものにしていく理由は本質的にはないからである。第2に、1989年総選挙＝国政選挙で敗北した共産党などの左派が、組織・運動としては残っているので、地方選挙で議席を確保し、現在の2大政治潮流が地方政治のレベルでは3大潮流になることも考えられ、そうすれば、共産党などを実質的に排除している国政レベルでの選挙制度である「修正多数代表2名制」に対する国民世論の批判が強まり、新政権がその綱領で公約した従来の「比例代表制」への復帰の聲が強まることも予想される。そうなれば、この結果は国政レベルでの諸政党の連合のあり方に影響をもたらす、政界再編成を導くかも知れないからである。特にこの意味で、1992年地方選挙は重要なのである。ただ、国政選挙については保守陣営が「修正多数代表2名制」および上院の官選議員制を廃止することに賛同することは期待できないので、困難が予想される。いずれにしても、1993年末に選挙（大統領、下院議員、上院議員の半数の選挙）があるので、国政選挙の選挙制度を「比例代表制」に変えるかどうかは93年の半ばまでにははっきりするものと思われる。

その他の問題はほぼすべて議会の委員会でも現在検討中であるが、国政レベルの選挙制度について

は1992年1月の末に政府による法律の草案が公表された。それによれば、下院についてだけの草案であるが、選挙制度は「比例代表制」で、総定数150、全国の選挙区を30にし、各選挙区の議員定数を5とする案と、総定数148、全国の選挙区を37、選挙区の定数を4にする案、の2つがある。また選挙区の構成は州単位で、現在の「修正多数代表2名制」において人口／定数比で不利な条件に置かれているサンティアゴ大都市圏などで選挙区数の増加が予定されている<sup>(注7)</sup>。これは議会審議マターであり、周知のように上院では新政権勢力は少数派なので、まだどうなるか予断を許さない。しかし、総定数150だけを取り上げて、それは1925年憲法体制下の1973年のそれと同じなので、議会の構成、選挙制度を基本的に旧来の方向へ戻そうとする試みであることには疑いの余地はないように思われる。

また特に1993年末に実施が予定されている大統領選を控えて、大統領候補の選別が進行し始めると同時に、大統領の任期間題が浮上している。現在の任期8年は長すぎるので6年にすべきであるとか、1993年に限り再選を認めるべきであるとか、議論がなされているのである。この件についてエイルウィン大統領自身は修正1980年憲法の規定を変更する意思はないことを明らかにしている。もうひとつ、政治制度としての大統領制から議院内閣制、あるいは準大統領制への変更問題がある。これは、新政権の公約には明示されていないが、新政権勢力内部における了解事項になっていた、という経緯がある。しかし、最大政党のキリスト教民主党が、最近、党大会で大統領制の維持を確認した。これに「民政連」のなかの民主化党などが約束違反であるとして反発した。反発はしたが、大統領制を議院内閣制、あるいは準大統領制に急

に変えることは、政治文化に属することなのでチリのこれまでの歴史から見て困難であろうと思われる。

(注1) *Revista Hoy*, 第649号, 1990年/*Revista Mensaje*, 第386号, 1990年1, 2月。

(注2) *Revista Hoy*, 第648号, 1989年。

(注3) “Aseguró Andrés Allamand: el sistema binominal permitió formación de la Concertación,” *El Mercurio*, 1992年1月29日。

(注4) これについては吉田秀穂「民政化後のチリにおける民軍関係の展開——文民統制・人権侵害糾明問題を中心に——」(1)(II)『アジア経済』第33巻第2, 3号 1992年2, 3月)を参照のこと。

(注5) 吉田「チリの民主化問題と新政権の……」。地方選挙の実施を除き、これらの改革課題の法案の議会への提出は遅れ、1992年度に持ち越されることになった。“Aniversario del gobierno: reformas básicas constitucionales anunció Aylwin,” *El Mercurio*, 1992年3月12日。

(注6) Arther, Blanca, “El calendario electoral '92,” *El Mercurio*, 1992年1月5日。

(注7) “Documento confidencial: proponen elegir mayor número de diputados,” *El Mercurio*, 1992年1月31日。

## おわりに

以上、チリの選挙制度の歴史と現在のエイルウィン政権がめざしている選挙制度の改革の問題を見てきた。これを見るなかで浮かび上がってきたのはチリの政治・社会の特徴の一端である。それをまとめると以下ようになる。

チリで国政および地方政治において統一的な選挙制度として「比例代表制」が採用されたのは1925年であった。しかし、チリの政治社会はその時にはすでに多党制であった。そしてチリ社会の多様化と女性の政治参加、有権者の登録の漸進的進展とともに、多党化は一層促進され、旧来の大

政党は衰退し、どの政党も過半数を獲得できない小党乱立状態となり、それは現在に至るまで続いている。これはA・アレサンドリ大統領(1920～25年)が予見しなかったことであった。そこでの政権はそのほぼすべてが連合政権であり、にもかかわらず政権は安定的であった。「話し合い」の政治スタイルが存在したからである。

ここまでは定説どおりであった。1950年代末に至って、イデオロギーに基づく対立・抗争が支配的となった3大政治潮流が出現し、アジェンデ政権に至って親政権派(「人民連合」)、反政権派(「反人民連合」)の対立が極点に達し、この「話し合い」の政治スタイルが崩壊し、クーデターでチリの民主主義は軍政にとって代わられた。軍事政権・保守派は反共産主義と政権の安定のために大統領制を前提として2大政党制の創出を試み、選挙制度として「多数代表2名制」を考案した。そこでは選挙制度に関するそれまでの定説が援用された。

そして1988年国民投票で敗北するや、今度は保守派を有利にするために、「修正多数代表2名制」に変更した。このことによって、1989年総選挙で共産党は総敗北する一方で、衰退傾向にあった保守派は大敗北を免れた。そして、諸政党間の極端な対立の消滅、そしてこの選挙制度と官選議員により上院は保守派が多数を占めたこともあって、現在チリの政治運営においては1950年代末以前に存在した、伝統的な「話し合い」の政治スタイルが定着しているのである。

しかし、この「修正多数代表2名制」はチリの国民の政治的傾向をそのまま反映してはおらず歪んだ形で表われており、選挙制度としては人工的で無理がある形で存在している。民主化のために現政権が「比例代表制」に戻そうとしている所以である。

研究ノート

以上のことから分かるのは政治的にはチリは、国民の価値観が多様で、複数主義的な社会であるということである。軍事政権は、アジェンデ政権期の状況から、保守派の権益を守るために、2大政党制を創出すべく、選挙制度を変更したのであるが、いずれにしても、伝統的な多党制・連合政権を排除できなかった。多様で、複数主義的な社会をどうすることもできなかったのである。こうした多数の政党の乱立状況は世界でも珍しいのではないだろうか。

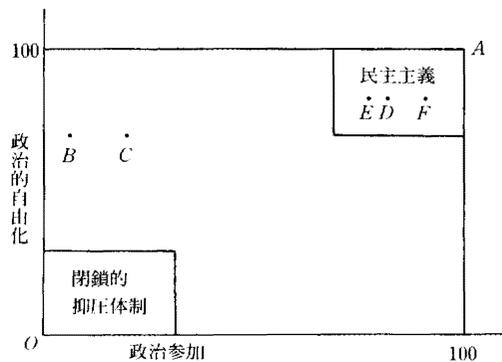
そこで、こうした極端な小党乱立的多党制・連合政権に由来する状況（政権としての内的統一性の確保、議会での多数派形成など、すなわち政権の安定性）を政治制度としてどう確保するかという問題がある（現在のチリの場合には、こうした問題のなかでは「効率性」〔交渉・妥協の時間の節約〕が議論されている）。政党結成の自由は政治的自由の原則から制限できないので、新政権勢力は、諸政党間の協力を密にした上で、連合政権を樹立した。そして将来の方向として、大統領制に代えて議院内閣制にすることも考慮した。しかし、大統領制もチリの政治的伝統であって、軽々しく変えるわけにはいかず、これを維持する方向で動いている。そこで過渡的措置として考案されたのが、政権内部の諸政党の確執から大統領の独立性を一定程度維持することを目的とした、エイルウィン大統領の任期中の一時的な党籍離脱であった。これは制度化されたわけではないが、新しい試みである。もうひとつの理論的に考えられる方向・可能性は、実現可能かどうかは別として、選挙制度を「比例代表制」に戻した上で、政党法で一定の得票率（たとえば5%）に達しなかった政党の政党としての登録を抹消する方法である。チリの政治制度・選挙制度の現局面はこのような状況下にあるとい

える。

さて、最後に、こうしたチリの政治制度、特に選挙制度の変遷の経験をどう考えたらよいか、省察してみよう。

第2図は、ロバート・ダール (Robert Dahl) の有名な「自由化、包括性、民主化」の図式を便宜上簡単化したものである。ここでダールは、「閉鎖的抑圧体制」から民主主義（ポリアーキー＝多数者支配）への移行、すなわち政治的民主化の問題を、政治的自由化の軸と政治参加の軸を立てて考察している。原点Oに近い「閉鎖的抑圧体制」においては国民の政治的自由（結社の自由、言論の自由、その他）、政治参加の権利（選挙に参加し、公職につく権利）は0に近い。政治的自由化・政治参加の権利が双方とも100に近い体制が「民主主義」である。点Aは「大衆民主主義状況」といいうのであろう。民主化を考える場合に、この2つの軸ははずせない。そして「民主主義」はこの2つの軸のうち政治的自由化の軸を前提とする。自由で競争的な複数政党制のなかでの一党支配とは異なる、政治的自由が存在しない体制のもとでの一党支配・独裁の例などのように、政治的自由のない政治

第2図 民主化に関する図式



(出所) ロバート・ダール著 高畑通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房 1981年 11ページより作成。

参加は、たとえ選挙が行なわれるとしても、名目的な参加があるだけだからである。政治的自由化・政治参加が促進されれば、状況は原点 $O$ から点 $A$ へ近づいていく。ダールは世界の政治体制のすべてはこの図式のどこかに位置づけられるはずだ、と考えている。それとともに、たとえば、「閉鎖的抑圧体制」から「民主主義」へと至る道は多様であろうが、この道を開くためにはどうしたらよいか、というすぐれて実践的課題に現代の政治学は具体的に答えることができるのか、否か、ということを考えている。

この図式にしたがって、一般的に考察すると以下ようになる。民主主義の政治体制は、国民主権を前提として、具体的な中身としては、大統領制、議院内閣制、政党政治には2大政党制、多党制などがその典型として考えられ、これらの組み合わせという形態が、実際に存在している。そのあり方は国によってさまざまなのである。この図式では、複数政党制などは政治的自由化（自由権）の軸に属する。また選挙制度や政党法などは政治参加の軸（参加権）に属する。参加のあり方を決めるからである。

この図式により、チリの政治史を、大統領制、議院内閣制、という政治制度を一応棚上げにして考察すると、以下ようになる。

まず、独立以後のチリの政治のあり方は、政治的自由化の軸は高いが、国民の政治参加がきわめて制限された点 $B$ にあった。1874年の普通選挙法施行以後点 $C$ に動いたが、政治参加の軸の方向へわずかに動いただけであった。女性参政権の欠如、選挙人登録の低さ、などのため、国民の政治参加は小さかったからである。そして、1925年の選挙制度改正以後は、国民の政治参加が促進され、70年頃には選挙人登録は80%前後となり（前号第5

表参照）点 $D$ にまで動いた。チリの1925年憲法体制下でのクーデター直前の状況は大統領制・「比例代表制」に基づく、多党制・連合政権の民主主義であって、図式の民主主義、またはこれに近い体制と見ることができるからである。

軍部・警察が主体のピノチェー軍事政権はこれを「閉鎖的抑圧体制」に強引に持っていった。ここでは国民の政治的自由も政治参加もなかった。しかし、1980年代初頭の「政治開放」は政治的自由化の度合いが増した状況と見ることができ、これを前提として政党活動が復活し、政治参加の形態としては、89年総選挙が行なわれ、議会の選挙制度として「修正多数代表2名制」が適用され、政治参加の度合いも増した。しかし、エイルウィン政権がそのまま以前の民主主義に近い体制かといえば、そうではなく、近いが、国民の政治参加は歪んだ形で表現されているのである。おそらく、点 $E$ にあるといいうるかも知れない。現エイルウィン政権は、これを以前の体制よりもさらに政治参加が進んだ体制、すなわち点 $F$ に移行させようとしている政権なのである。なぜ点 $F$ か。現在では選挙人登録が有権者の90%前後だからである。

チリのこうした政治史のあり方の変遷の基底のひとつには、選挙制度のあり方があり、その内容も変化してきた。実際の事態は選挙制度に関する政治学の通説どおりには進展しなかったが、通説にかなり近く、また少なくとも時の政権はこれを参照し、諸外国の経験からも学んで導入してきたのである。

本稿は、チリの政党の具体的なあり方、その歴史などには触れなかったが、従来の地域研究における政治研究では、政治制度がかなり確固とした事例でなければ、制度論的な分析にはなじまないせいか、選挙制度のあり方は、あまり注目され

研究ノート

てこなかったように思われる。しかし、政治制度、政治権力のあり方、国民の政治参加の程度、自由主義、民主主義、そして具体的な政治体制の民主性の質などを見る場合に、そして具体的な国、社会の政治文化を見る場合にも、選挙制度がいかなるものであるかを見ることは、方法論的にいって、数あるなかでのひとつの手掛かりになりうるよう

に筆者には思われ、しかも、かなり重要なことのように思われるのである。筆者が本稿を締めくくりにあたっていいたいことは、こうしたことに尽きる。  
(1992年6月15日脱稿)

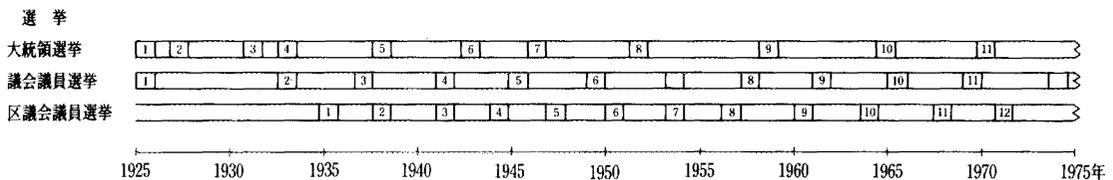
(アジア経済研究所地域研究部)

〔付記〕 本稿は1991年度個人研究「民主化以後のチリの政治改革の諸問題」の成果である。

訂正

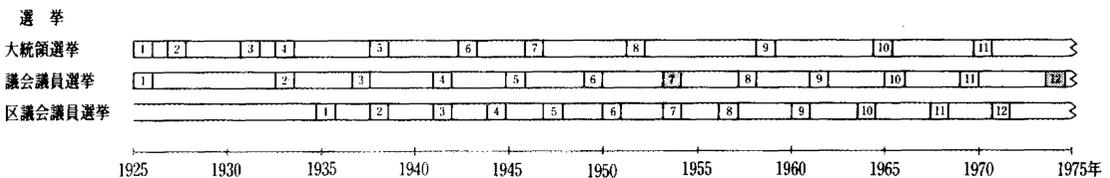
本誌前号(第33巻第11号)所載の吉田秀穂「チリの選挙制度の歴史の変遷に関する一考察(1)」の第1図(73ページ)中に、数字の脱落がありましたので訂正(アミの部分の数字)します。なお、下線部分はイタリック体に訂正します。

(誤)



(出所) Cruz-Coke, Ricardo, *Historia electoral de Chile : 1925-1973*, サンティアゴ, Editorial Juridica de Chile, 1984年, 114ページ。

(正)



(出所) Cruz-Coke, Ricardo, *Historia electoral de Chile : 1925-1973*, サンティアゴ, Editorial Juridica de Chile, 1984年, 114ページ。